

生活保護法・中国残留邦人等支援法
による指定介護機関の手引き

令和 8 年 4 月 作成

福岡市福祉局生活福祉部保護課

福岡市福祉事務所一覽表

福祉事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
福岡市東福祉事務所 (東区保健福祉センター保護課)	812-8653	東区箱崎2丁目54-1	645-1091
福岡市博多福祉事務所 (博多区保健福祉センター保護課)	812-8512	博多区博多駅前2丁目8-1	419-1104
福岡市中央福祉事務所 (中央区保健福祉センター保護課)	810-8622	中央区大名2丁目5-31	718-1116
福岡市南福祉事務所 (南区保健福祉センター保護課)	815-8501	南区塩原3丁目25-1	559-5141
福岡市城南福祉事務所 (城南区保健福祉センター保護課)	814-0192	城南区鳥飼6丁目1-1	833-4116
福岡市早良福祉事務所 (早良区保健福祉センター保護課)	814-0006	早良区百道2丁目1-36	833-4366
福岡市西福祉事務所 (西区保健福祉センター保護課)	819-8501	西区内浜1丁目4-1	895-7082
福岡市福祉局保護課	810-8620	中央区天神1丁目8-1	711-4231

目 次

第 1	生活保護法の概要	1
1	生活保護制度の目的	1
2	生活保護法の基本原理、原則	2
3	保護の種類と方法	2
4	福祉事務所	2
5	指定介護機関	2
	指定介護機関担当規程	3
	生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針 及び介護の報酬	4
第 2	介護扶助制度の概要	6
第 3	介護扶助の給付	7
1	介護扶助の給付事務の全体像（概要）	7
2	介護扶助の要介護認定等	9
	(1) 介護保険の被保険者である要保護者等の認定	9
	(2) 被保険者以外の者等の認定	10
3	介護扶助の給付手続	10
	(1) 介護扶助の申請	10
	(2) 介護扶助の要否判定	11
	(3) 介護扶助の決定に際しての留意事項	11
	(4) 本人支払額の決定	11
	(5) 月の途中で保護が開始となった場合	12
	(6) 被保険者以外の者が65歳に到達した場合の留意点	12
	(7) 要保護者等に関する情報提供	12
4	介護券について	12
	(1) 介護券の記載事項	12
	(2) 福祉事務所における介護券発行の事務手続	13
5	介護保険3施設の入所者における居住費・食費の取扱い	14
	(1) 介護保険施設入所時における留意点	14
	(2) 多床室（相部屋）の場合	14
	(3) 従来型個室（通常の個室）、ユニット型個室的多床室、ユニット型個室の場合	14
6	介護保険3施設のショートステイ、通所介護利用者における居住費・食費の取扱	15
	(1) 多床室（相部屋）の場合	15
	(2) 多床室ではない従来型個室・ユニット型個室の場合	15
	(3) 通所系サービスの利用者への対応について	15
7	施設から福祉事務所への直接請求	15
	(1) 介護保険の被保険者である生活保護受給者の場合	15
	(2) 被保険者以外の者の場合	15
	(3) 直接請求の取扱い方法	16
8	福祉用具の給付	16
	(1) 福祉用具の給付方針	16

(2) 福祉用具の給付方法-----	16
9 住宅改修費の給付 -----	17
(1) 住宅改修費の給付方針 -----	17
(2) 住宅改修の算定方法 -----	17
(3) 住宅改修費の給付方法 -----	17
(4) 福岡市居宅介護支援事業者業務支援事業-----	17
第4 給付調整について -----	21
1 保険優先の公費負担医療と介護保険 -----	21
2 障がい者に対する福祉サービス -----	23
(1) 被保険者の場合 -----	23
(2) 被保険者以外の場合 -----	23
(3) 介護扶助による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与と障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費支給制度及び 地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業との適用関係について-----	24
第5 指定申請と届出 -----	25
1 指定申請 -----	25
(1) 指定基準 -----	25
(2) 指定の取消し -----	26
2 届出 -----	27
(1) 変更届 -----	27
(2) 休止・廃止届 -----	27
(3) 再開届 -----	27
(4) 辞退届 -----	27
第6 指定介護機関の指導と検査について -----	29
1 指導（法第50条第2項） -----	29
(1) 一般指導 -----	29
(2) 個別指導 -----	29
2 検査（法第54条） -----	29
(1) 指定の取消、指定の全部又は一部の効力停止-----	29
(2) 戒告 -----	29
(3) 注意 -----	29

第1 生活保護法の概要

1 生活保護制度の目的

生活保護法とは、日本国憲法第25条に規定されている「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という生存権を、実体的に具現するために制定された社会保障制度の一つです。

生活保護法第1条には、

「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」とうたわれています。

2 生活保護法の基本原理、原則

この制度は、単に生活に困窮している国民に対して、最低生活を保障するというだけでなく、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的としており、この自立の助長は、最低生活の保障とともに、この制度を貫く大原則となっています。

また、生活保護法には、制度の運用に際し守られるべきことが、制度の原理として定められています。

(1) 無差別平等の原理（法第2条）

すべての国民は、この法律による保護（以下「保護」という）を無差別平等に受けることができると規定して、人種、信条、性別、社会的身分または門地等はもとより、生活困窮におちいった原因の如何はいっさい問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態だけに着目して保護を行うこととしています。

(2) 最低生活の原理（法第3条）

この制度は、憲法第25条に規定する生存権の保障を具現するためのものですから、この制度によって保障される生活水準は、当然、憲法上の権利として保障されている生存を可能にするものでなくてはなりません。そこで、この法律で保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないと規定されています。

(3) 補足性の原理（法第4条）

保護を受けるためには、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、それでもなお最低生活が営めない場合に、はじめて保護が行われます。

すなわち、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて保護に優先して行われなければならないとされています。

(4) 申請保護の原則（法第7条）

本法による保護は、要保護者、その扶養義務者、又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始されます。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができるとされています。

(5) 基準及び程度の原則（法第8条）

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われます。

また、その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえてはならないとされています。

(6) 必要即応の原則（法第9条）

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うこととされています。

(7) 世帯単位の原則（法第10条）

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度が定められます。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができるとされています。

3 保護の種類と方法

保護の種類としては次の8種類の扶助があります。

- ① 生活扶助 ② 教育扶助 ③ 住宅扶助 ④ 医療扶助
- ⑤ 介護扶助 ⑥ 出産扶助 ⑦ 生業扶助 ⑧ 葬祭扶助

これらの扶助は、要保護者が最低生活を充足させるのに必要とされる限度において、単給又は併給として行われます。

また、扶助は、原則として金銭給付の方法により行われますが、介護扶助及び医療扶助については、特別な場合を除いて現物給付、つまり要介護者（又は患者）が直接指定介護機関（又は指定医療機関）で介護（又は診療）を受けることにより行われます。

4 福祉事務所(窓口は各区保健福祉センター保護課)

県知事や市長等は、その所管区域内に居住する要保護者に対して保護を決定し実施する責任を負いますが、その事務を福祉事務所に委任しています。

本市には、7つの福祉事務所があります（表紙裏面の一覧表参照）。福祉事務所には、ケースワーカー（被保護者に対して指導・援助を行う地区担当員）及び介護事務担当者（介護機関との連絡調整を行う職員）が配置されておりますので、ご遠慮なく連絡を取っていただきたいと思います。

5 指定介護機関

福祉事務所が被保護者である要介護者等に対する介護を委託できる介護機関は、介護保険法による指定のほか生活保護法による指定を受けている介護機関（指定介護機関）です。

この指定の趣旨は、介護機関からの生活保護法に対する理解とご協力により適正な介護扶助を被保護者が受給できるようにするものです。

指定介護機関には、生活保護法第54条の2により医療扶助に関する義務や届出等について定めた同法第50条から第54条までの「指定医療機関」を「指定介護機関」と読み替えて準用されるほか、この条項に基づき、次に掲げる「指定介護機関介護担当規程」が定められています。

※ 指定申請や各種届出については、24ページの第5「指定申請と届出」をご参照ください。

指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

（通知）

第8条 指定介護機関が、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条 第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

(平成12年4月19日)
(厚生省告示第214号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

(令2厚労告302・改称)

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。

- 8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

改正文（平成17年9月30日厚生労働省告示第449号）抄
平成17年10月1日から適用する。

改正文（平成18年3月31日厚生労働省告示第298号）抄
平成18年4月1日から適用する。

改正文（平成20年3月31日厚生労働省告示第172号）抄
平成20年4月1日から適用する。

改正文（平成24年3月29日厚生労働省告示第181号）抄
平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日厚生労働省告示第180号）抄
1 この告示は、平成30年4月1日から適用する。

改正文（令和2年8月27日厚生労働省告示第302号）抄
令和2年10月1日から適用する。

附則（令和6年3月29日厚生労働省告示第180号）抄
この告示は、令和6年4月1日から適用する。

第2 介護扶助制度の概要

介護扶助は、介護保険法の施行に伴い平成12年度から生活保護制度の給付として創設されました。介護保険法及び関係法令に規定される要介護・要支援認定又は基本チェックリストによる確認（以下「要介護認定等」という。）を受け要介護状態等となった要保護者・被保護者（以下「要保護者等」という。）に対して、

- 介護保険被保険者（第1号被保険者・第2号被保険者）である場合には、介護保険サービスの1割自己負担分
- 介護保険の被保険者でない要保護者（40歳以上65歳未満で特定疾病に該当し、医療保険未加入の者）（以下「被保険者以外の者」という。）である場合には、介護サービス（10割）を、介護扶助で保障します。

介護扶助における介護サービスの範囲は、

- ①居宅介護 ②福祉用具 ③住宅改修 ④施設介護 ⑤介護予防
- ⑥介護予防福祉用具 ⑦介護予防住宅改修 ⑧介護予防・日常生活支援 ⑨移送

の9種類ですが、提供される介護サービスの内容は介護保険給付と同等となります。

ただし、全額自費で購入する介護サービス、つまり支給限度額を超えるサービスは、介護扶助の範囲には含まれません。また、介護扶助における介護方針として、指定居宅サービス及び指定介護施設等における特別な居室、療養室及び病室の提供は行われません。

保護の方法は、原則として現物給付とされていますが、

- ①現物給付ができないとき
- ②それが適当でないとき
- ③保護の目的を達するために必要があるとき

は、現金給付する場合があります。

なお、被保護者の介護保険料や、施設入所している被保護者等の日常生活費については、介護扶助ではなく生活扶助の加算で対応されます。

【対象者と生活保護との関係】

	対象者	保険料の取扱	生活保護の対応	介護扶助の対象
第1号被保険者	65歳以上	原則、老齢年金等が年18万円以上の者：特別徴収	保険料分を年金収入から控除する。	介護保険の自己負担分を負担
		上記以外の者：普通徴収	保険料分を生活扶助の介護保険料加算として	①各サービス費の1割又は高額介護サービス費支給に係る自己負担上限15,000円
第2号被保険者	40～64歳(医療保険加入者とその被扶養者)	健康保険(社会保険)の保険料に上乗せして徴収	勤労収入から必要経費として控除する。	②特定入所者介護サービス費支給に係る自己負担限度額（短期利用は除く。）
※ 上記以外	40～64歳(医療保険未加入者で特定疾病該当者)	介護保険に加入できないので、保険料も徴収されない。		利用料の全額(10割)

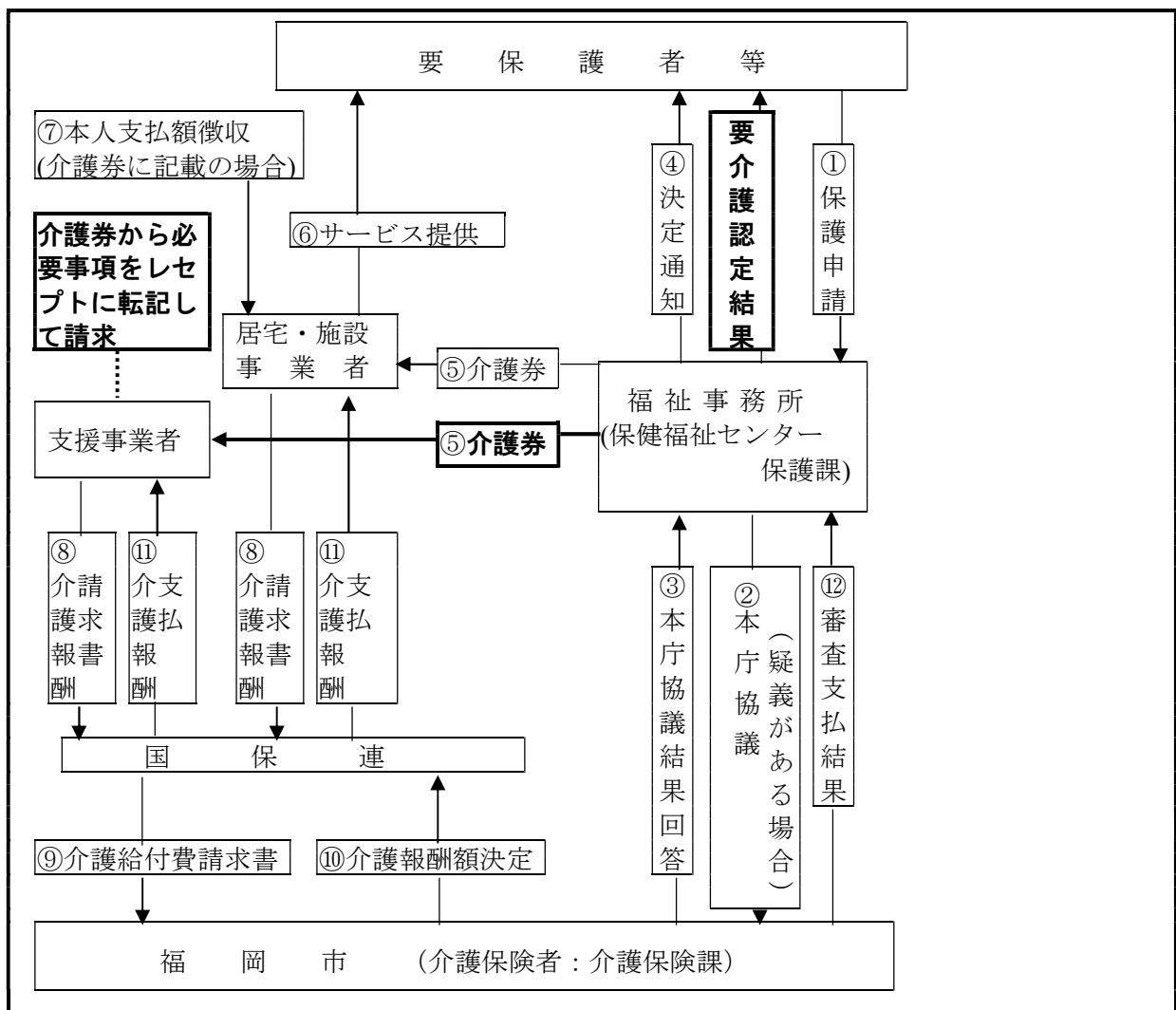
※ 被保険者以外の要保護者等であり、頭にHをつけた番号を被保険者番号の代用としています。

第3 介護扶助の給付

介護扶助は、介護保険給付と同等の介護サービスを、要保護者等に対して保障するものです。被保険者である要保護者等の場合、介護保険制度のもとで要介護度の認定を受け、ケアプランを作成し、要介護度に応じた給付を受けることになります。被保険者以外の者の場合は、生活保護制度のもとで認定とケアプラン作成がなされ、介護サービスが提供されます。

介護保険給付と介護扶助は給付方式が異なりますが、認定とケアプランという供給・利用のプロセスについては、ほぼ同様です。

1 介護扶助の給付事務の全体像（概要）



注) 1 ゴシック体は被保険者以外の者にかかる手続きです。

- 2 介護支援事業者と要保護者等、国保連及び指定介護機関の関係は通常の介護保険と同じ。
- 3 被保険者については、被保険者の申請に基づいて介護保険の要介護認定、居宅介護支援計画等の作成等の手続きが行われていることを前提としています。

① 保護申請

- (1) 被保険者については、被保険者の申請に基づいて介護保険の要介護認定、居宅介護支援計画、介護予防支援計画又は介護予防マネジメントに基づくプラン又は介護予防ケアマネジメントの内容がわかるもの（以下「居宅介護支援計画等」という。）の作成等の手続きが行われていることを前提としています。
- (2) 被保険者以外の者から申請があった場合は **ゴシック** の処理が加わります。

② 本庁協議

介護扶助を適用するに当たり、要介護認定結果及び居宅介護支援計画等について疑義がある場合（介護扶助基準に該当するサービスか否か等）は、場合に応じて本庁協議を行います。

- ※ 介護扶助基準は原則として介護保険の介護方針、介護報酬の例によることとなりますが、介護保険の保険給付で、医療保険における保険外併用療養費制度のような自費利用となるようなサービス利用がある場合は、法第54条の2第4項において準用する法第52条第2項の規定に基づき扶助の対象としない場合（差額徴収）がありえます。

③ 本庁協議結果回答

本庁は、福祉事務所から協議のあったものについて回答します。

④ 保護の決定・決定通知送付

- (1) 保護の要否の判定
要介護認定結果及び居宅介護支援計画等に基づき、介護サービスを利用した場合の自己負担額（低所得者に適用される高額介護サービス費が上限）で保護の要否の判定を行います。
- (2) 保護の程度の決定
作成された居宅介護支援計画等によって、支給限度額内の範囲で介護サービスを利用しているかが特定されるので、これに基づき、保護の程度を決定し、指定介護機関毎に介護券（介護扶助の対象であること及び本人支払額を証する書類）を発行します。
- (3) 基準該当居宅サービスの取扱い
基準該当居宅サービスを受けている者から申請があったときは、保険給付は償還払い（特例居宅介護サービス費の支給）となりますが、その場合には、既に利用している介護サービスの内容に基づき要否判定及び程度の決定を行います。
- なお、近隣の指定介護機関を利用できるなど、基準該当サービスを利用することについて特段の事情がない場合には、地域の実情に応じて指定介護機関への変更を指導します。
- ※ 保険給付が償還払いとなる基準該当居宅サービス、離島等における相当サービス、福祉用具購入、住宅改修、及び移送に係る介護扶助の支払方法は福祉事務所の金銭給付となります。

⑤ 介護券の送付

- (1) 在宅の場合
福祉事務所は、居宅介護支援計画等で定められた指定介護機関に介護券を送付します。
- (2) 介護施設入所者の場合
福祉事務所は、介護施設の長に介護券を送付します。
- (3) 指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター
被保険者以外の者の居宅介護(介護予防支援)サービス計画費報酬のため介護券を送付します。

⑥ 介護の現物給付

指定介護機関は、居宅介護支援計画等に基づき、介護の現物給付を行います。

⑦ 本人支払額徴収

介護券に本人支払額が記入されている被保護者の場合には、本人支払額を徴収します。

⑧ 介護報酬の請求

指定介護機関は、介護扶助の介護方針及び介護報酬基準により、介護給付費明細書に必要事項を転記して審査・支払機関（国保連）に介護報酬の請求を行います。

本人支払額のある被保護者の介護報酬については、本人支払額を差し引いた額を請求します。

⑨ 審査済介護報酬請求書の提出

審査・支払機関（国保連）は、指定介護機関の提出した介護報酬請求書が、介護扶助の介護方針及び介護報酬基準に合致しているか審査します。

⑩ 介護報酬の額の決定、介護報酬支払委託

福岡市長は、審査・支払機関（国保連）から提出された審査済介護報酬請求書に基づき、介護報酬の額を決定します。福岡市長は、介護保険で支払われる介護報酬の額を差し引いた額を介護扶助に係る介護報酬として指定介護機関に支払うよう依頼します。

⑪ 介護報酬支払

審査・支払機関（国保連）は、⑩で決定された介護報酬の額を指定介護機関に支払います。

2 介護扶助の要介護認定等

(1) 介護保険の被保険者である要保護者等の認定

介護保険の被保険者である要保護者等の認定は以下のように行います。

① 65歳以上の要保護者等

65歳以上の要保護者等については、介護保険法の規定に基づき、第1号被保険者として認定を受けることとなります。（更新の場合は、更新申請と基本チェックリストによる判定のどちらかを選択可）従って、保護の実施機関は、介護扶助が必要であると認める場合、適切に認定が行われるよう助言・指導を行います。

② 40歳以上65歳未満の要保護者等

40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護または要支援の状態にある者の場合も、医療保険加入者であれば65歳以上の者と同様に、被保険者として認定を受けることとなります。

なお、認定にあたり特定疾病に該当するかどうかは、主治医の意見書の記載内容に基づいて、介護認定審査会が確認します。

③ 主治医の意見書について

認定に必要な主治医の意見書記載にかかる経費（文書料）は、介護保険の保険者（福岡市）が負担します。

意見書は、主治医がそれまでの診療等によって得られた情報に基づいて記載しますが、主治医がいない場合には、保険者の指定する医師が診断を行い、意見書を記載することとなります。従って、その際に必要な診察及び検査にかかる費用または医療保険の自己負担分については、医療扶助を適用します。

(2) 被保険者以外の者等の認定

介護保険の被保険者でない要保護者等の認定は、介護扶助の要否判定の一環として、生活保護制度で独自に行うこととなります。この場合の要介護状態等の判定区分、継続期間、療養上の留意事項等について、被保険者とそれ以外の者との間で統一を図るため、介護認定審査会に審査判定を委託して行います。

福岡市においては、「介護保険の被保険者でない要保護者の要介護度等認定に係る事務取扱要綱」により、以下の要領で行っています。

- ① 被保険者以外の者から認定申請（新規・区分変更・更新）が行われた場合、福祉事務所は認定調査を指定市町村事務受託法人（以下「受託法人」という。）に依頼します。
- ② 福祉事務所は、主治医の意見を検診命令により求め、福岡市要介護認定事務センター（以下「認定事務センター」という。）に提出します。
- ③ 受託法人は、福祉事務所からの依頼に基づき訪問調査を実施し、調査結果を本庁保護課へ提出します。本庁保護課は確認後、認定事務センターに送付します。
- ④ 介護保険担当課は、福岡市介護認定審査会を開催します。
- ⑤ 福祉事務所は福岡市介護認定審査会の結果をもとに、要保護者等に通知します。

介護扶助単独給付者の検診命令（介護保険の診断書料と同じ扱い）

主治医意見書の記載にかかる対価（消費税別）		
	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

※ 継続申請者とは、①施設入所者については更新申請時に前回申請した時と同一の施設に入所している者、②在宅の者については前回申請時と同一の医療機関または主治医が意見書を記載した者をいう。

3 介護扶助の給付手続

介護扶助の申請手続きは、要保護者における居宅介護支援計画等作成の有無、申請者が被保険者か否かによって異なります。

以下、介護扶助の申請から給付までを居宅サービスを中心にして説明します。

(1) 介護扶助の申請

① 居宅介護支援計画等を作成した被保険者から申請があった場合

介護扶助を申請しようとする者が、介護保険の被保険者であって、既に居宅介護支援計画等を作成していた場合、その写しと被保険者証の写しを、保護開始申請書とともに福祉事務所に提出してもらいます。福祉事務所では、その居宅介護支援計画等が介護扶助を行うための計画として適当であるか確認を行い、申請者に対し、居宅介護支援計画等を変更した場合は遅滞なくその内容を提示すること、提示がない場合介護扶助の決定ができず、介護券の発行ができないことになる等の説明を行います。

なお、自立助長の観点から、専門家による最も効果的な方法による介護給付が望ましいため、自己作成による居宅介護支援計画等は認められません。

②居宅介護支援計画等未作成の被保険者から申請があった場合

介護扶助を申請しようとする者が、介護保険の被保険者であって、居宅介護支援計画等未作成である場合、まず福祉事務所は指定介護機関（居宅介護支援事業者等）のリストを申請者に提示し、申請者本人が機関・事業者を選択し居宅介護支援計画等を作成します。この場合、居

宅介護支援計画等の作成費は、すべて介護保険制度によってまかなわれます。なお、要介護度が「要支援1・2で総合事業のみ利用の者及び、基本チェックリスト該当者」の場合は地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを作成します。また、①と同様の説明等を行います。

③ 被保険者以外の者から申請があった場合

40歳以上65歳未満の者で医療保険未加入の場合は、介護保険の第2号被保険者とはなりません。こうした被保険者以外の者から介護扶助の申請が行われた場合、福祉事務所は指定介護機関（居宅介護支援事業者等）から本人が希望する事業者に介護券を発行し、居宅介護支援計画等の作成を委託します。

※ 要保護者等が、認知症等のため居宅介護支援計画等の提出が困難な場合、本人の同意を得たうえで、指定居宅介護支援事業者等に対して写しの交付を求める場合があります。

※ 被保険者以外の者の要介護認定等の資料提供に係る申請については様式集【様式11】参照。

(2) 介護扶助の要否判定

福祉事務所は、申請者が介護サービスを利用したときの自己負担額について概算介護費を算定し、介護扶助の要否判定を行います。自己負担額の上限は、要保護者に適用される高額介護サービス費を除いた額となります。

(3) 介護扶助の決定に際しての留意事項

① 居宅介護に関する介護扶助の程度は、介護保険法に定める区分支給限度額の範囲でなければなりません。従って、区分支給限度額を超える居宅サービスについては、全額自己負担となり、生活保護法では支給の対象となりませんので、利用者への十分な説明が必要です。

② 介護扶助を適用する期日は、原則として保護申請書または保護変更申請書の提出日以降で、介護扶助を適用する必要があると認められた日となります。

③ 要保護者等の介護について、介護扶助に優先して活用されるべき他法他施策による給付の有無を調査します。

④ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額に限られます。

(4) 本人支払額の決定

① 要保護者等が介護扶助のみ、または介護扶助と医療扶助の適用を受ける場合は、当該要保護者等の属する世帯の収入充当額から、当該世帯の介護費または医療費を除く最低生活費を差し引いた額が、介護費または医療費の本人支払額となります。

② 世帯で介護扶助と医療扶助を併給する場合の本人支払い額は、介護保険の被保険者の世帯である場合は、居宅介護等は月額15,000円、施設介護は月額15,000円及び施設入所日数に日額300円を乗じた額を加えた額を上限とし、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合は、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額を医療費に充当します。

③ 施設介護以外については、まず居宅介護等に充当するものとし、福祉用具購入、住宅改修、移送の各給付の順に充当していきます。

④ 施設介護の本人支払額については、まず、（被保険者の場合は15,000円を限度として）施設介護費（食費を除く）に充当し、これを超える場合は食費に充当することが原則です。

(5) 月の途中で保護が開始となった場合

月の途中で保護が開始（廃止）された場合、介護報酬が1日または1回単位とされているサービスについては、居宅介護支援計画等に基づき、保護適用期間中に提供されるサービスについて介護扶助を決定します。その際、有効期間が記載された介護券を発行します。

また、介護報酬が月単位とされているサービス（福祉用具貸与等）については、開始日からその月の末日まで（廃止月の初日から廃止日まで）の日数に応じて、日割りにより介護扶助を決定します。

なお、居宅介護支援計画等作成費（被保険者以外の者の場合）は、日割りは行われません。

(6) 被保険者以外の者が65歳に到達した際の留意点

被保険者以外の者が65歳に到達した際には、介護保険の被保険者の資格が発生し、第1号被保険者となります。この際、従前、介護扶助単独給付者として福祉事務所により認定を受けていた要介護認定結果等に基づき、原則6か月の間、従前の要介護度等を引き継ぎ、第1号被保険者として新たに認定を受けることができます。

(7) 要保護者等に関する情報提供

介護扶助の決定は、要保護者等から居宅介護支援計画等の写しの提出を求め、これにより行うことが原則ですが、要保護者等が希望する場合及び要保護者等からの提出を待っている保護の迅速な決定に支障が生じるおそれがある場合には、福祉事務所が本人からの同意を得たうえで、直接、指定居宅介護支援事業者または地域包括支援センター等からケアプランの写しを求めることができるようになっていきます。

※生活保護受給者の場合、介護扶助の要否判定のため、居宅療養管理指導（予防含む）についても、サービス利用票・別表・サービス計画書等に、これらの項目の記載をお願いいたします。

また、福祉事務所は、居宅介護支援事業者等に対して、要保護者等の同意のうえ、被保護者異動連絡表（様式集【様式3】参照）によって保護の開始・変更・廃止等の情報を提供します。

4 介護券について（様式集【様式1】【様式2】参照）

介護扶助は、福祉用具購入、住宅改修、移送を除き、介護券を発行して行います。介護券の種類は、生活保護単独、または介護保険もしくは他の公費負担医療との併用の別、また介護サービスの種類に係わらず1種類です。

(1) 介護券の記載事項

① 介護サービス受給年月

介護券は暦月を1単位として発行されます。

② 公費負担者番号

公費の種目（生活保護費）と、介護券を発行した福祉事務所ごとに8桁の番号が決められています。

東福祉事務所	1 2 4 0 1 0 1 4	城南福祉事務所	1 2 4 0 1 0 6 3
博多福祉事務所	1 2 4 0 1 0 2 2	早良福祉事務所	1 2 4 0 1 0 7 1
中央福祉事務所	1 2 4 0 1 0 3 0	西福祉事務所	1 2 4 0 1 0 8 9
南福祉事務所	1 2 4 0 1 0 4 8		

- ③ 有効期間
当該月のうち、介護扶助が適用される期間です。
- ④ 受給者番号
レセプトの「公費受給者番号」欄にあわせ、受給者区分6桁、検証番号1桁、計7桁の番号です。
- ⑤ 単独・併用の別
生活保護単独または介護保険もしくは公費負担医療との併用の別を記載します。
- ⑥ 保険者番号
 - ア 介護保険の被保険者の場合
被保険者証に記載された介護保険者番号です。
 - イ 被保険者以外の者の場合
保護の実施責任のある区の介護保険者番号が適用されます。
- ⑦ 被保険者番号
 - ア 介護保険の被保険者の場合
被保険者証に記載された介護保険被保険者番号です。
 - イ 被保険者以外の者の場合
各福祉事務所で定めた、冒頭の1桁目に「H」をつけた番号です。
- ⑧ 氏名
- ⑨ 生年月日
- ⑩ 性別
- ⑪ 要介護状態区分
- ⑫ 居住地
被保護者の居住地（後見人等の場合もあり。）が記載されています。
- ⑬ 指定介護機関名
介護扶助の委託を決定した指定介護機関の名称及び事業所番号が記載されています。
- ⑭ 本人支払額
本人支払額が生じる場合に記載されています。
- ⑮ 地区担当員
介護券作成後内容点検を行った地区担当員名（ケースワーカー）が記載されています。
- ⑯ 福祉事務所長の印
OAシステムで印刷された介護券は、電子公印が印刷されています。
- ⑰ 備考
介護保険に該当する場合はその旨を表示し、「その他」の欄には、前記以外の他法他施策の名称が記載されています。

(2) 福祉事務所における介護券発行の事務手続き

- ① 介護券の発行
毎月20日前後に、指定介護機関に毎月単位の介護券（連名簿）を送付します。
被保険者以外の者が、介護予防・居宅介護支援サービスを利用した場合は、ケアプラン作成報酬請求のため、指定居宅介護支援事業者または地域包括支援センター等にも介護券が送付されます。

- ② 介護券交付処理簿の作成
- ③ 審査支払済レセプト（介護給付費公費受給者別一覧表）と介護券交付処理簿を照合し、
 - ・介護券に基づく請求かどうか、
 - ・有効期間実日数が多く算定されていないか、
 等を確認します。
- ④ 誤った申請があった場合は、指定介護機関等に連絡のうえ、過誤処理依頼を行います。

5 介護保険3施設の入所者における居住費・食費の取扱い

(1) 介護保険施設入所時における注意点

① 負担限度額認定申請について

被保険者である被保護者については、利用者負担第1段階が適用され、本人支払額を除いて、その負担部分を介護扶助で給付することになりますが、居住費及び食費の負担限度額については、被保護者であっても別途負担限度額認定の申請が必要となります。施設サービスを利用する前に事前に介護保険担当課に申請する必要があります（※被保険者以外の者は対象外）。

② 施設入所における個室の利用について

利用者負担が生じる個室については、被保護者は例外的対応を除き、利用は認められません。ただし、「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」を利用するなどし、利用者負担（負担限度額）が発生しない場合については、例外的に入所を認めます。（被保険者以外の者についても同様の取扱いとなります）

介護保険3施設の入所者における居住費・食費の取扱いは、以下のとおりです。

(2) 多床室（相部屋）の場合

① 介護保険の被保険者である被保護者の場合

居住費・食費については低所得者に対する減額（補足給付：特定入所者介護サービス費）実施後の自己負担額（1日当たり居住費：0円、食費：300円に減額）について介護扶助で負担します。

② 介護保険の被保険者ではない被保護者の場合

介護扶助で10割支給している者については国保連経由で全額を公費（生保：介護扶助費）で負担します。

(3) 従来型個室（通常の個室）、ユニット型個室的多床室、ユニット型個室の場合

原則的に入所できません。しかし、制度改正前から既に入所している場合などで例外的に入所を継続する場合があります。

① 介護保険の被保険者である被保護者の場合

低所得者に対する減額（補足給付）実施後の自己負担額（食費：300円に減額）について公費（生保：介護扶助）で負担します。

例外的に入所を認めた場合の居住費については入所施設等が福祉事務所に直接請求し、支払うこととなります。

② 被保険者以外の者の場合

介護扶助で10割支給している者については食費の介護保険負担と同額分（特定入所者介護サービス費相当）＋自己負担限度額相当が国保連経由で支給されますが、居住費分（特定入

所者介護サービス費相当) + 自己負担限度額相当については、入所施設等が福祉事務所に直接請求し、支払うこととなります。

6 介護保険3施設のショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）における居住費・食費の取扱い

(1) 多床室（相部屋）の場合

① 介護保険の被保険者である被保護者の場合

食費の自己負担限度額相当については被保護者の自己負担となり、介護扶助費や生活扶助費で支給しません。居住費については低所得者に対する減額（補足給付）を実施すれば居住費の自己負担額が1日当たり0円となるため負担しません。

② 被保険者以外の者の場合

介護扶助で10割支給している者については食費の利用者が負担すべき自己負担限度額相当を除いた食費（特定入所者介護サービス費相当）と居住費の特定入所者介護サービス費相当については入所施設等が福祉事務所に直接請求し、支払うこととなります。

(2) 多床室ではない従来型個室・ユニット型等の施設の場合

① 介護保険の被保険者である被保護者の場合

食費の自己負担限度額相当については被保護者の自己負担となり、介護扶助費や生活扶助費で支給しません。また、居住費については被保護者の自己負担となりますが、その利用については被保護者の負担が可能であれば利用は妨げません。その際、被保護者の負担が増えることを防ぐための低所得者に対する減額（補足給付）の手続きは必要となります。

② 被保険者以外の者の場合

介護扶助で10割支給している者については食費の利用者が負担すべき自己負担限度額相当を除いた食費（特定入所者介護サービス費相当）と居住費の特定入所者介護サービス費相当については入所施設等が福祉事務所に直接請求し、支払うこととなります。

(3) 通所系サービスの利用者への対応について

食費については、生活扶助費（居宅基準）に含まれて支給されているため、介護扶助による別途支給はなく、被保護者の自己負担となります。小規模多機能型居宅介護については、宿泊代についても別途支給はありません。

7 施設から福祉事務所への直接請求

施設から福祉事務所への直接請求となるのは、次の場合です。

(1) 介護保険の被保険者である被保護者の場合

① 例外的にユニット型等の個室に入所している場合の居住費の自己負担限度額

(2) 被保険者以外の者の場合

① 例外的にユニット型等の個室に入所している場合の居住費の特定入所者介護サービス費相当の金額及び自己負担限度額

② 多床室でショートステイを利用している場合の居住費の特定入所者介護サービス費相当の金額

③ ユニット型等の個室でショートステイを利用している場合の居住費の特定入所者介護サービス費相当の金額

- ④ ショートステイを利用している場合の食費のうち特定入所者介護サービス費相当の金額

(3) 直接請求の取扱い方法

- ① 介護保険施設は介護報酬を福祉事務所に直接請求する事例が生じた場合に「介護報酬請求書（福祉事務所直接請求用）交付願書」（様式集【様式10】）を作成し、福祉事務所に送付します。
- ② 交付申請書を受領した福祉事務所では申請書の内容を確認し、「介護報酬請求書（福祉事務所直接請求用）」を作成し、請求のあった介護保険施設に送付します。
- ③ 「介護報酬請求書（福祉事務所直接請求用）」を受け取った介護保険施設は当該請求書を作成し、国保連に請求した介護報酬明細書の写しとともに福祉事務所に提出します。
- ④ 福祉事務所は提出された「介護報酬請求書（福祉事務所直接請求用）」等の審査を行い、施設の指定した口座に支払います。

8 福祉用具の給付

(1) 福祉用具の給付方針

福祉用具の種目は、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成11年3月31日、厚生省告示94号）に規定されている①腰掛便座、②自動排泄処理装置の交換可能部品、③排泄予測支援機器、④入浴補助用具、⑤簡易浴槽、⑥移動用リフトのつり具の部分、⑦スロープ、⑧歩行器、⑨歩行補助つえの9種類です。

また、支給限度基準額は、同一年度（4月から翌年3月まで）で10万円であり、要介護度の変更認定があった場合でも、同一年度内においてはこの基準額の10万円を超えることはできません。

また、同一年度で1種目1回に限られています。破損や介護の必要の程度が著しく高くなった等特別の事情がある場合は、同一種目について再給付されます。

被保険者以外の者等の場合は、生活保護法の「補足性の原理」により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく補装具の支給または日常生活用具の給付が優先して適用されますので、これら他の施策等の給付が受けられないときに限って、介護扶助の給付が行われます。

(2) 福祉用具の給付方法

要保護者等の申請に基づいて、

- ① 購入の必要性（要否意見書）やケアプランに則したものかどうか
- ② 購入予定の福祉用具が(1)に掲げているものか
- ③ 必要最小限度の購入額か
- ④ 同一年度内に、同一の用具を購入していないか
- ⑤ 年度内の支給限度額を超えていないか
- ⑥ 被保険者以外の場合は、他法・他施策の活用はできないか

等を確認のうえ給付を決定します。

介護保険の被保険者の場合は、1割相当額を介護扶助費として支払い、保険給付対象の9割分を利用者からの委任に基づき福岡市が事業者を支払うことができます（受領委任払い）。

介護扶助単独給付者の場合、費用全額（10割）を介護扶助として支給します。金銭給付によらず、現物給付を行ったのち、業者が直接、福祉事務所に対してその費用全額を請求することもできます。

※福祉事務所が給付決定を行う前に納品することはできませんのでご注意ください。

9 住宅改修費の給付

(1) 住宅改修費の給付方針

住宅改修の範囲は、「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」（平成11年3月31日、厚生省告示95号）の規定により、①手すりの取付け、②段差の解消、③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、④引き戸等への扉の取替え、⑤洋式便器等への便器の取替え、⑥その他①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修となっています。

支給限度額は、要介護者等1人につき20万円で、原則、1回のみ給付となります。ただし、要介護度が著しく重度になった場合や、転居した場合は再度給付を受けることができます。

(2) 住宅改修の算定方法

① 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修を前提として行われた設計及び積算の費用のみ、住宅改修の費用として扱います。

② 新築または増築の場合

住宅の新築：対象外。

住宅の増築：新たに居室を設ける場合は対象外。但し廊下や便所の拡張により「手すりの取付け」や「便器の取替え」の必要性が生じた場合は、対象となります。

③ 住宅改修費の給付対象外の工事も併せて行われる場合

給付対象部分を抽出した見積りにより確認が必要となります。

④ 要保護者等が自ら住宅改修を行った場合

本人もしくは家族等が行った場合は、材料費のみが対象となりますが、材料費の見積もり等が必要です。

⑤ 1つの住宅に複数の要介護者等がいる場合

要介護者等1人ずつ申請できますが、その対象が重複することは認められません。

(3) 住宅改修費の給付方法

要保護者等の申請に基づいて、

① 改修の必要性（要否意見書）やケアプランに則したものかどうか

② 改修予定の範囲が(1)に掲げているものか

③ 必要最小限度の改修（見積書）か

④ 同一世帯で同一の改修をしていないか

⑤ 住宅の所有者が本人以外の場合、所有者の承諾を取れているか

⑥ 被保険者以外の場合は、他法・他施策の活用はできないか

等を確認のうえ給付を決定します

給付方法は、「福祉用具の購入」と同様です。

(4) 福岡市居宅介護支援事業者業務支援事業

居宅介護支援専門員等が、住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務（当該住宅改修が住

宅改修費の支給対象または介護扶助の対象となった場合に限る。)を実施したときは、福岡市居宅介護支援事業者業務支援事業により、その業務経費の一部として補助金(1件当たり2,000円)の対象となることがあります。

なお、本事業は介護保険の被保険者以外にも適用されますので、補助金の申請に必要な支給実績を証明するものとして、生活保護による一時扶助の「決定調書の写し」は、福祉事務所から各区福祉・介護保険課に交付します。

福岡市居宅介護支援事業者業務支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、居宅介護支援、介護予防支援又は介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）を受けていない要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）でも住宅改修に関する助言や理由書の作成提供を円滑に受けることができ、適切な住宅改修が行われ、自立した日常生活が継続されることを目的とし、介護保険法及び生活保護法における居宅介護支援事業者等の業務のうち、保険給付及び介護扶助の対象とならない業務について行う支援（以下「支援事業」という。）の支給に関し必要な事項を定めるもの。

(事業の対象)

第2条 この要綱に基づく支援事業費の支給対象となる者（以下「対象者」という。）は、要介護者等に対し、住宅改修費の申請書に添付する理由書を作成（当該住宅改修が住宅改修費の支給対象または介護扶助の対象となった場合に限る。）した者で、次に掲げるものとする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 作業療法士
- (3) 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を持つ者
- (4) 理学療法士
- (5) 地域包括支援センター担当職員（保健師その他の指定介護予防支援に関する知識等を有する職員）

2 前項に該当する者が指定居宅介護支援事業者及びその他の事業者（以下「事業者等」という。）に属し、当該事業者等の業務として理由書を作成したときは、当該事業者等に対して支給するものとする。

(支援事業費の額)

第3条 前条に定める支給額は、理由書1件当たり2,000円とする。

(申請手続)

第4条 第2条に該当する者が支給を受けようとするときは、「福岡市居宅介護支援事業者業務支援事業費支給申請書（住宅改修理由書作成業務用）」（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。

- (1) 請求明細書（様式第2号）
- (2) 住宅改修が必要な理由書の写し
- (3) 生活保護の決定調書の写し（生活保護10割扶助の者）

2 前項の申請は、次に掲げる期間に要介護者等が住宅改修費の支給申請を行った業務について、当該各号に掲げる期間に行わなければならない。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 4月1日から6月30日までの業務 | 同年7月1日から7月31日まで |
| (2) 7月1日から9月30日までの業務 | 同年10月1日から10月31日まで |
| (3) 10月1日から12月31日までの業務 | 翌年1月4日から1月31日まで |
| (4) 1月1日から3月31日までの業務 | 同年4月1日から4月30日まで |

(支給の決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請の内容が適正かどうか、金額の算定に誤りがないか等について調査のうえ、前条第2号による申請期間の月の翌々月末までに支給の適否を決定し、支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

(報告等)

第6条 区長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な文書の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる。

(返還)

第7条 区長は、助成を受けた者が、偽りその他不正の手段により支給を受けたときは、当該支援事業費の全部又は一部を返還させることができる。

(規定外の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局介護保険課長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(福岡市居宅介護支援事業者業務支援事業実施要綱の廃止)

2 福岡市居宅介護支援事業者業務支援事業実施要綱(平成15年4月1日施行、平成26年4月1日最終改正。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱施行の日前に旧要綱第5条第2項(4)により業務を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第4 給付調整について

1 保険優先の公費負担医療と介護保険

要介護者等が保険優先の公費負担医療の対象者であるとき、公費対象となるサービスについても介護保険が優先しますので、通常と同様の保険給付(90%等)が行われます。

従って、公費は利用者負担分(1割負担と食事の標準負担額)に適用され、当該公費制度に本人負担があれば、その部分に対して介護扶助が適用されます。

被保険者以外の要保護者等の場合は、介護保険の適用がありませんので、介護保険が優先されるということもありません。公費医療の本人負担分に対して介護扶助が適用されます。

【介護保険優先公費の一覧】

制 度	資格証明	負担割合	介護保険と関連する給付対象
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (精神通院医療)	医療券	本人負担 なし	訪問看護、介護予防訪問看護
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (更生医療)	更生 医療券	本人負担 なし	訪問看護、医療機関による訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、医療機関による介護予防訪問リハビリテーション、医療機関による介護予防通所リハビリテーション及び介護医療院サービス(食費及び居住費を除く)
原爆被爆者援護法(一般疾病医療費の給付)	被爆者 健康 手帳	本人負担 なし	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く)、介護保健施設サービス(食費及び居住費を除く)及び介護医療院サービス(食費及び居住費を除く)

被爆体験者精神影響等調査研究事業	受給者証	本人負担なし	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（食費及び居住費を除く）、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所療養介護（食費及び居住費を除く）、介護保健施設サービス（食費及び居住費を除く）及び介護医療院サービス（食費及び居住費を除く）
難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療費助成）	受給者証	本人負担なし	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関及び介護医療院の訪問リハビリテーション、医療機関及び介護医療院の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービス（食費及び居住費を除く）
原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業	被爆者健康手帳	本人負担なし	訪問介護、第1号訪問事業（従前の介護予防訪問介護に相当する事業のみ）
原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業	被爆者健康手帳	本人負担なし	通所介護、短期入所生活介護（食費及び居住費を除く）、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防短期入所生活介護（食費及び居住費を除く）、介護老人福祉施設（食費及び居住費を除く）、地域密着型介護老人福祉施設（食費及び居住費を除く）、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業（従前の介護予防通所介護に相当する事業のみ）

2 障がい者に対する福祉サービス

(1) 被保険者の場合

障がい者であっても40歳以上の人は、原則として介護保険法の被保険者となり、65歳以上（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護等の状態となった原因が特定疾病による場合）の者が認定を経て介護サービスを受けます。このとき、共通するサービスは原則として介護保険から提供され、介護保険にないサービスは引き続き障がい者施策として提供されます（介護保険での支給限度基準額の対象とはなりません）。

また、施設サービスについては、障がい者施設と介護保険施設では目的や機能が異なる事から、要介護者であっても必要があれば障がい者施設への入所または通所が認められます。

(2) 被保険者以外の場合

① 基本的な考え方

被保険者以外の者に係る介護扶助と自立支援給付の介護給付費等及び訪問入浴サービス事業との適用関係については、生活保護法における補足性の原理により、介護給付費等及び訪問入浴サービス事業が介護扶助に優先されます。

従って、介護扶助の給付は、要介護（支援）状態区分に応じたサービスに係る区分支給限度基準額（以下、「支給限度額」という。）を限度として、介護給付費等及び訪問入浴サービス事業で賄うことができない不足分について行います。

② 介護給付費等の受給及び訪問入浴サービス事業の利用が可能な者に係る介護扶助給付上限額の算定について

ア 被保険者以外のものであって、介護給付費等の受給及び訪問入浴サービス事業の利用が可能な者から介護扶助の申請があった場合、介護給付費等の受給及び訪問入浴サービス事業の利用状況を確認するとともに、サービス利用に係る申請が行われていない場合については、利用申請を行うよう指導します。

イ 介護給付費等の支給決定を受けて利用する障がい福祉サービスについて、

(ア) 相当するサービスが介護保険給付により利用可能なものであるか、

(イ) 障がい固有のサービス等であるか

について、市町村の介護給付費等の支給決定事務担当部署等と連携した上で、把握します。

ウ 該当者に係る支給限度額から、次に掲げる各号の合計額を控除した額を、介護扶助の給付上限額とします。

(ア) 上記イの(ア)に該当するサービスに係る介護給付費等の額

(イ) 訪問入浴サービス事業を利用した場合は、それぞれ以下に掲げる額

要介護者 1回当たり 12,500円

要支援者 1回当たり 8,540円

③ 介護扶助の決定にあたっての留意事項

ア 上記②により算定した給付上限額の範囲において介護扶助の申請が行われた場合であっても、介護扶助として申請のあったサービスについて、介護給付費等により利用が可能と判断される場合には、介護給付費等の支給決定事務担当及び居宅介護支援事業者等との調整を行った上で、介護給付費等の活用を図ります。

イ 常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障がい者などに係る介護扶助の決定にあたり、上記②のウの算定方法によっては、介護給付費等の対象とならない訪問看護等について、必要なサービス量が確保できないと認められる場合については、上記②のウの算定方法によらず、介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、必要最小限度のサービスについて介護扶助により給付を行います。

(3) 介護扶助による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費支給制度及び地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業との適用関係について

被保険者以外の者に係る福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与と補装具費及び日常生活用具給付等事業の適用関係については、(2)の①の取扱いと同様、補装具費支給制度及び日常生活用具給付事業が介護扶助に優先されます。

(上記の(2)、(3)につきましては、平成19年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知(抜粋)として福祉事務所に周知されています。)

※被保険者以外の者に係る上記(2)の②のイの(ア)に該当するサービス及び訪問入浴サービス事業の給付は、生活保護受給者以外の方との均衡を図るため、介護保険法における支給限度額を上回らないようにする必要があります。そのため、ケアプランを作成する際には、障がい者施策等分を含めたケアプランを作成していただき、介護保険の支給限度額を越えることがないようにお願いします。

また、被保険者以外の者で、障がい福祉サービスに代替えできるサービスがありましたら各区保健福祉センター保護課のケースワーカーまでご連絡いただきますようお願いいたします。

第5 指定申請と届出

生活保護法による介護機関の指定は、前提として介護保険法による指定介護機関であることが必要です。なお、平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の指定又は開設許可があった介護機関については、別段の申出がない限り、生活保護法の指定があったものとみなされます。また、令和8年4月1日以降、指定介護機関に係る生活保護法上の手続きは、以下のとおり介護保険法上の手続きと原則として連動します。

- ・ 指定の効力の連動：介護保険法の規定による指定又は許可の辞退・取消し・失効・効力の停止、事業廃止があった場合、すべての指定介護機関について、生活保護法上の指定の効力も連動します。
- ・ 届出の簡素化：名称等の変更、廃止、休止、再開の届出については、介護保険法に基づく届出があった場合、生活保護法に基づく届出があったものとみなされます。これにより、生活保護法に基づく変更届等の提出は不要となります。

新たに生活保護法による指定を受けようとする介護機関（みなし指定を受けていない介護機関等）及び既に生活保護法の指定を受けている介護機関（以下「指定介護機関」という。）で指定内容等に変更等があった場合（令和8年3月31日以前に介護保険法上の届出を行っていたが、生活保護法上の届出を行っていない場合等）は、所定の申請（届出）用紙に所定の事項を記載し、福岡市福祉局保護課もしくは介護機関の所在地を管轄する福祉事務所に提出することになっています。

県知事又は政令指定都市の市長は、下記の指定基準に合致した介護機関を指定したとき、又は変更届等を受理した場合、指定（変更）通知書を交付するとともに、福岡市においては福岡市ホームページにて告示します（みなし指定分は対象外）。

1 指定申請（様式第3号の2：様式集【様式4】【様式5】参照）

(1) 指定基準

- ① 介護保険法第41条第1項本文、第42条の2第1項、第46条第1項、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文若しくは第58条第1項の規定による指定又は同法第94条第1項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるもの。
- ② 指定介護機関介護担当規程（P3参照）及び「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」に従って、適切に介護サービスを提供できると認められること。
- ③ 次のいずれかに該当するときは、指定できません。
 - i 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ii 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - iii 申請者が、生活保護法第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された介護事業所又は施設の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、

この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- iv 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- v 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- vi ivに規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があった場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、ivの通知の日前60日以内に当該申出に係る介護事業所又は施設の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- vii 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- viii 当該申請に係る介護事業所又は施設の管理者が i から vii までのいずれかに該当する者であるとき。

④ 次のいずれかに該当するときは、指定しません。

- i 被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて生活保護法第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
- ii そのほか、介護扶助のための介護を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。

(2) 指定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止します。

- ① 指定介護機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。
- ② 指定介護機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- ③ 指定介護機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。
- ④ 指定介護機関の介護報酬の請求に関し不正があったとき。
- ⑤ 指定介護機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑥ 指定介護機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護機関の開設者が相当の注意及

び監督を尽くしたときを除く。

- ⑦ 指定介護機関が、不正の手段により第54条の2の指定を受けたとき。
- ⑧ 前各号に掲げる場合のほか、指定介護機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- ⑨ 前各号に掲げる場合のほか、指定介護機関が、被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- ⑩ 指定介護機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止しようとするとき前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 届出

(1) 変更届（様式第5号：様式集【様式6】参照）

- ① 指定介護機関の名称に変更があったとき。
- ② 指定介護機関の所在地が変わったとき。
- ③ サービスの種類に変更があったとき。
- ④ 開設者が変わったとき。（介護保険事業所番号に変更がないときのみ）

(2) 休止・廃止届（様式第6号：様式集【様式7】参照）

休止の場合

- ① 天災その他の原因で建物または設備が損壊され正常な介護を担当できなくなったが、復旧の意志と能力がある場合。
- ② 勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業員が死亡し、辞職し、または休業したため正常に介護を担当できなくなったが、これを補充する意志と能力がある場合。
- ③ 開設者が、自己の意志により指定介護機関を休止したとき。

廃止の場合

- ① 介護機関の開設者が、死亡し、または失踪の宣告を受けたとき。
- ② 介護機関の開設者が、当該機関を他に譲渡したり、または他の原因で開設者が変わったとき（法人設立の場合を含む）。
- ③ 指定介護機関の所在地を移転したとき（介護保険事業所番号の変更を伴うときのみ）。
- ④ 開設者が、自己の意志で指定介護機関を廃止したとき。
- ⑤ 組織の変更（病院が診療所に、診療所が病院に、有限会社が株式会社に）をしたとき。

(3) 再開届（様式第7号：様式集【様式8】参照）

休止していた指定介護機関が、再開したとき。

(4) 辞退届（様式第9号：様式集【様式9】参照）

指定介護機関の指定を辞退しようとするとき。ただし、辞退希望日の30日前までに届け出なければなりません。

以上のような各申請（届出）がありますが、所定の様式は福岡市のホームページからダウンロードできるほか、介護機関の所在地を管轄する福祉事務所でも配布します。所定事項を記入の上、福祉局保護課へメール又は郵送されるか、所管の福祉事務所に郵送又は持参してください。

各変更等の届出は、変更内容の事実発生の日から10日以内となっています。適正な介護扶助を実施するために、ご協力をお願いします。

【提出先】福祉局生活福祉部保護課 介護扶助担当

E-mail : hogo.PWB@city.fukuoka.lg.jp

郵 送 : 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8の1

電話番号 : 092-711-4231

第6 指定介護機関の指導と検査について

1 指導（法第50条第2項）

指定介護機関として介護扶助を担当していただきますと、要保護者等の介護について、厚生労働大臣、都道府県知事又は政令指定都市の市長の行う指導に従わなければならないことになっていきます。指導の目的は、介護の給付が適正に行われるように、この制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図るためのもので、すべての指定介護機関を対象として、一般指導と個別指導の2種類があります。

(1) 一般指導

講習会の開催や文書配布等の方法で法の周知を図るものです。

(2) 個別指導

実地に行くことを原則としており、介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、個々の指定介護機関と懇談指導を行うものです。実施にあたっては事前に連絡等を行います。

2 検査（法第54条）

介護扶助に関して必要があると認めるときは、当該介護機関について実地に、その設備若しくは介護記録、帳簿書類その他の物件を検査することになっていきます。検査の対象は、個別指導の結果、検査の必要があると認められた指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否した指定介護機関ですが、介護内容または介護報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足る理由のある場合は、直ちに検査を実施する場合があります。

検査の結果に応じて次のような行政上の措置が行われます。

(1) 指定の取消、指定の全部又は一部の効力停止

- ① 故意に不正または不当な介護を行ったもの。
- ② 故意に不正または不当な介護報酬の請求を行ったもの。
- ③ 重大な過失により不正または不当な介護をしばしば行ったもの。
- ④ 重大な過失により不正または不当な介護報酬の請求をしばしば行ったもの。

(2) 戒告

- ① 重大な過失により不正または不当な介護を行ったもの。
- ② 重大な過失により不正または不当な介護報酬の請求を行ったもの。
- ③ 軽微な過失により不正または不当な介護を行ったもの。
- ④ 軽微な過失により不正または不当な介護報酬の請求をしばしば行ったもの。

(3) 注意

- ① 軽微な過失により不正または不当な介護を行ったもの。
- ② 軽微な過失により不正または不当な介護報酬の請求を行ったもの。

以上の措置に伴って、介護サービスや介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、国保連を通じて控除する方法等で返還させることになっていきます。

なお、指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、生活保護法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も福祉事務所に返還していただきます。


また、指定取消の措置に該当するおそれがあると認められた場合には、当該指定介護機関に弁明の機会が与えられます。

様式集

【指定サービス】

生活保護法介護券

(年 月分)

公費負担者番号		有効期間	日から 日まで
受給者番号		単独・併用別	
保険者番号		被保険者番号	
氏名	() 生	要介護状況区分	
居住地		認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター名		本人支払額	円
居宅介護介護予防介護予防・日常生活支援	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハ <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハ <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問看護介護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護	居宅介護介護予防介護予防・日常生活支援	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 第一号訪問事業 <input type="checkbox"/> 第一号通所事業 <input type="checkbox"/> 第一号生活支援事業
		施設介護	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設
		居宅介護支援介護予防支援介護予防・日常生活支援	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援 <input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメント
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div> <p>地区担当員</p> <p>福岡市 福祉事務所長</p> </div> </div>			
備考	介護保険		
	その他		

- お願い 1. 指定介護機関では、請求後朱斜線を引き、5年間保管した後廃棄処分してください。
 2. 居宅介護支援事業者は、単独の者のサービス計画作成費を国保連に請求してください。

ご不明な点は、福祉事務所の担当者へ御連絡ください。連絡先TEL

生活保護法・中国残留邦人等支援法 指定介護機関 指定申請書

生活保護法第54条の2の第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき、次の通り申請します。

介護保険事業所番号										
施設 又は 事業所	名称	(フリガナ)								
	所在地	〒 - TEL() - FAX() -								
開設者の氏名、生年月日、住所 ※法人の場合は、「氏名(名称)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載してください。		氏名	(フリガナ)					生 年 月 日	年 月 日	
		住所	〒 -							
管理者の氏名、生年月日及び住所		氏名	(フリガナ)					生 年 月 日	年 月 日	
		住所	〒 -							

施設又は実施する事業の種類		申請事業 (○を記載)	生活保護法等 指定希望年月日	生活保護法等 既指定年月日	介護保険法 指定(許可)年月日
居 宅	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護				
	特定施設入居者生活介護				
介 護	福祉用具貸与				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
	夜間対応型訪問介護				
	地域密着型通所介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護				
	地域密着型特定施設入居者生活介護				
看護小規模多機能型居宅介護					

施設又は実施する事業の種類		申請事業 (○を記載)	生活保護法等 指定希望年月日	生活保護法等 既指定年月日	介護保険法 指定(許可)年月日
特定福祉用具販売					
居宅介護支援事業					
施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	※生活保護法第54条の2第2項により指定したとみなされるため、申請は不要です。			
	介護老人福祉施設	※生活保護法第54条の2第2項により指定したとみなされるため、申請は不要です。			
介護	介護老人保健施設				
	介護医療院				
介護 予 防	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護				
	介護予防短期入所療養介護				
	介護予防特定施設入居者生活介護				
	介護予防福祉用具貸与				
	介護予防認知症対応型通所介護				
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	介護予防認知症対応型共同生活介護				
	特定介護予防福祉用具販売				
介護予防支援(地域包括支援センター)					
介護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	介護予防型訪問サービス				
	介護予防型通所サービス				
	生活支援型訪問サービス				
	生活支援型通所サービス				
	介護予防ケアマネジメント				

年 月 日
福岡市長 殿

〒 -
住 所

申請者(開設者)

氏 名

TEL () -

注意事項

1. この書類は、開設許可又は指定を受けた事業所(介護保険事業者番号)ごとに申請を行って下さい。
2. この書類は、福岡市長(福祉局保護課)あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。

記載要領

1. 介護老人保健施設又は介護医療院が申請する場合には、その施設について記載してください。
居宅介護事業者、介護予防事業者、特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターが申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
2. 「名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設認可又は指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
3. 「管理者氏名」は、介護保険法等の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
5. 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業について、該当する欄にすべて「○」を記載してください。
6. 「生活保護法等既指定年月日」欄は、すでに生活保護法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。
7. 「介護保険法指定(許可)年月日」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日を記載してください。
申請中の場合は、「指定年月日」欄に「申請中」と記載してください。
なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「H12.4.1」「H18.4.1」等
みなし指定年月日を記載してください。
8. 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の場合に限り、各事業ごとに、
定めている利用料すべてについて、「入居に関する契約書」のひな型、「入居に関する重要事項説明書」等入居に係る利用料がわかる
書類を添付してください。
9. 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する
同法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない旨の誓約書

福 岡 市 長 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しないことを誓約します。

住所

氏名（法人の場合は名称）

（誓約項目）

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
- 26 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）

- 28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）
- 32 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該指定を取り消された事業所又は施設の管理者であった者が当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）。

4 第 2 項第 5 号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る事業所又は施設の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

7 第 2 項第 8 号関係

開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る事業所又は施設の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当すること。

生活保護法指定 ※ 医療機関
 介護機関 ※ 名称
 助産師 所在地
 施術者 その他
 変更届書

次のとおり変更しましたので届け出ます。

指 医 療 機 関 等 指 定	番 号				
	名 称(氏名)				
	所在地(住所)	(郵便番号 -)			
	連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
変 更 事 項	旧				
	新				
変 更 年 月 日		年 月 日			
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況					

この書類は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による中国残留邦人等に対する支援給付の変更届書も兼ねる

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

申請者

氏名

(裏 面)

注意事項

この書類は、次の事項に変更があった場合に 10 日以内に提出してください。

- ① 指定医療機関等の名称及び所在地の住所表示
- ② 指定医療機関等の管理者
- ③ 診療科目

※ 所在地の移転、開設者交代等の場合は、旧医療機関は廃止届を、新医療機関は指定申請書を提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
3. 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
4. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
5. 「委託患者の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
6. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

様式7

様式第6号（第14条関係）

生活保護法指定 ※

医療機関
介護機関
助産師
施術者

 ※

休 止
廃 止

 届書

次のとおり 休止・廃止 しましたので届け出ます。

指 医 療 機 関 定 等	番 号				
	名 称				
	所 在 地	(郵便番号 -)			
	連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
※休止・廃止年月日		年 月 日			
平成 12 年4月 1 日時点で生活保護法による指定医療機関の指定を受けている医療機関は、介護機関のみなし指定を受けています。 休止・廃止の場合、併せて休止・廃止してよろしいですか。		はい ・ いいえ			
※ 休 止 ・ 理 廃 止 由					
委 託 措 置 者 状 等 況					
再開の見通し (休止の場合)					

この書類は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による中国残留邦人等に対する支援給付の届書も兼ねる

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

申請者

氏 名

(裏 面)

注意事項

1. この書類は、福岡市長あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を經由して提出してください。
2. この書類は、医療機関等が休止され、又は廃止された場合に速やかに提出してください。
3. 休止の場合には、再開後速やかに再開届出を提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
3. 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
4. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
5. 「委託患者の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
6. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法指定 ※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者 再開届書

次のとおり再開しましたので届け出ます。

指 医 療 機 関 指 定 等	番 号				
	名 称				
	所 在 地	(郵便番号 -)			
	連 絡 先	電 話 番 号		FAX 番 号	
休 止 年 月 日		年 月 日			
再 開 年 月 日		年 月 日			
平成 12 年4月 1 日時点で生活保護法による指定医療機関の指定を受けている医療機関は、介護機関のみなし指定を受けています。 休止・廃止の場合、併せて休止・廃止してよろしいですか。					はい ・ いいえ
再 開 の 理 由					

この書類は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による中国残留邦人等に対する支援給付の再開届書も兼ねる

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所
申請者
氏 名

(裏 面)

注意事項

1. この書類は、福岡市長あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、医療機関等の再開後速やかに提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
3. 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
4. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
5. 「休止年月日」は、休止届書に記載した休止年月日を、「再開年月日」は再開した年月日をそれぞれ記載してください。
6. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法指定 ※ 医療機関
 介護機関
 助産師
 施術者 指定辞退届書

次のとおり生活保護法による指定を辞退します。

指 医 療 機 関 等	番 号				
	名 称				
	所 在 地	(郵便番号 -)			
	連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
辞 退 年 月 日		年 月 日			
平成 12 年4月 1 日時点で生活保護法による指定医療機関の指定を受けている医療機関は、介護機関のみなし指定を受けています。休止・廃止の場合、併せて休止・廃止してよろしいですか。		はい ・ いいえ			
委の 託措 患置 者状 等況					

この書類は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による中国残留邦人等に対する支援給付の指定辞退届書も兼ねる

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所

申請者

氏名

(裏 面)

注意事項

1. この書類は、福岡市長あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、指定を辞退しようとする30日前までに提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者等が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。医師若しくは歯科医師又は助産師若しくは施術所を開設していない助産師若しくは施術者が届け出る場合には、「番号」、「辞退年月日」及び「委託患者の措置状況」を記載してください。
2. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
3. 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した番号を算用数字で記載してください。
4. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。
5. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
6. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護受給者に係る介護報酬請求書（福祉事務所直接請求用）交付願書

年 月 日

福岡市 福祉事務所長 様

施設所在地
施設名
施設長名

下記の者について、介護報酬を福祉事務所に直接請求する事例が生じたので、「生活保護受給者に係る介護報酬請求書（福祉事務所直接請求用）」の交付をお願いいたします。

記

ケース番号 又は受給者番号	利用者氏名	利用サービス名 <small>※入所している居室（：多床室・従来型個室・ユニット型個室的多床室・ユニット個室）の別も記入のこと</small>	サービス提供期間 開始日 終了日※
		(居室種類：)	年 月 日 から 年 月 日
		(居室種類：)	年 月 日 から 年 月 日
		(居室種類：)	年 月 日 から 年 月 日
		(居室種類：)	年 月 日 から 年 月 日
		(居室種類：)	年 月 日 から 年 月 日

※終了日はサービスの提供が継続している場合は _____ で削除すること

要介護認定の資料提供に係る申出書

年 月 日

(宛先) _____ 福祉事務所長

私は以下のとおり介護保険の被保険者でない者の要介護認定等に関する資料について提供を申し出ます。

なお、資料の提供を受けた際は、下記記載の遵守事項を守り、私の責任で資料を適正に管理することを約します。

申請者	氏名 (事業者・施設名称 代表者又は管理者)	本人との関係		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護事業者 <input type="checkbox"/> 特定施設入所者生活介護事業者 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業者 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 介護保険施設 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター・指定介護予防支援事業者 <input type="checkbox"/> 福岡市障がい者高齢者住宅改造相談事業の受託事業者 <input type="checkbox"/> 居宅介護サービス事業者 <input type="checkbox"/> その他()
	資料の受領者 (上記以外の場合)			
	住所 (所在地)			
本人	氏名	被保険者番号		
	生年月日			
	住所			
提供資料	<input type="checkbox"/> 介護認定調査票(基本調査) <input type="checkbox"/> 介護認定調査票(特記事項) <input type="checkbox"/> 主治医意見書			
利用目的	<input type="checkbox"/> 介護サービス計画等の作成等 <input type="checkbox"/> その他 ※具体的に記載してください。			

遵守事項

- 私は提供を受けた資料に係る本人の情報(以下「本人情報」という。)又は、本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を申出書記載の利用目的以外には利用しません。
- 福祉事務所長の同意を得ることなく、提供を受けた資料を申出書記載の利用目的以外の目的で複写又は複製しません。
- 資料を厳重に管理し、紛失及び破損しないように適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料が紛失及び破損した場合は直ちに福祉事務所に連絡し、その指示に従い善処します。また、資料について所持する必要がなくなったときは、責任を持って廃棄します。
- 福祉事務所長から資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

----- 福祉事務所記入欄 -----

提供対象者確認書類	
本人確認書類	在職確認書類
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター従事者証	<input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 在職証明書 <input type="checkbox"/> 社員証・職員証 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター従事者証

受付印

様式第1号

福岡市居宅介護支援事業者業務支援事業費支給申請書
(住宅改修理由書作成業務用)

年 月 日

(あて先) 福岡市 区長

申請者
所在地
名称
代表者
電話番号

福岡市居宅介護支援事業者業務支援事業について、下記のとおり支援事業費の支給を申請します。

記

1. 支給申請額 _____ 円

〈内訳〉

区分	件数	件数×単価 2,000 円
住宅改修の理由書作成業務	件	円

2. 対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

福岡市記入欄

決裁	課長	係長	係員	<input type="checkbox"/> 交付		
				住宅改修理由書作成業務	件	円
				<input type="checkbox"/> 不交付		
受付日	年 月 日					
決定日	年 月 日					
通知日	年 月 日					